

国民健康保険 退職者医療制度の 届け出を

国民健康保険(国保)の加入者で、会社などを退職し、年金を受給している方とそ

ます。このため、高齢退職者の医療費を被用者保険が負担することにより、国保加入者全体の国民健康保険税負担を軽減し、国保財政を支える役割を果たしているのが、退職者医療制度です。

▽年間収入が百30万円未満(60歳以上または厚生年金保険法による障害年金の受給要件に該当する程度の障がい者の方は百80万円未満)である

▽国保に加入している
▽老人保健法の適用を受けていない
▽被用者年金(厚生年金や共済年金)を受けられる方で、その加入期間が20年以上または40歳以降10年以上である

国民年金
退職したときなどは
手続きを

国民年金
退職後、国民年金第2号被保険者の被扶養配偶者となる方

国民年金
退職後、国民年金第2号被保険者の被扶養配偶者となる方

国民年金
退職後、国民年金第2号被保険者の被扶養配偶者となる方

身体障害者相談員 (敬称略) 氏名 住所 電話番号

知的障害者相談員 (敬称略) 氏名 住所 電話番号

障害者自立支援法が4月に施行され、障がい者を取り巻く環境は大きく変化しています。

知的障害者相談室を開設

発達に遅れの心配のあるお子さんの家庭での療育や生活などの相談に心じます。

乳幼児健康診査 日程

健診名 対象 健診日 持ち物

親と子の健康相談 たんぽぽ広場

未熟児などの健康相談 カンガルー相談会

退職者医療制度とは

医療の必要性が高まる退職後に、高齢退職者が被用者保険(会社の健康保険や公務員の共済組合など)から国保に移ることにより、国保の医療費負担は増加し

国民年金

退職したときなどは

国民年金

国民年金

国民年金

国民年金

国民年金

国民年金

国民年金

国民年金

国民年金

国民年金

国民年金

国民年金

国民年金

国民年金

国民年金

国民年金

国民年金

国民年金

国民年金

国民年金

国民年金

国民年金

国民年金

医療費通知 お送りします

健康づくり ビギナーコース

歯の健診と相談、歯科講演会

休日急診医療医(内科・小児科)

休日歯科急診医療医

休日急診診療医(内科・小児科) 日程 診療時間 医療機関名 所在地 電話番号

休日歯科急診診療医 日程 診療時間 医療機関名 所在地 電話番号

平日準夜急診診療

平日準夜急診診療 日程 診療時間 診療場所 科目 所在地 電話番号

東京都実施の救急診療の問合せ

東京都実施の救急診療の問合せ 小平消防署 病院・診療所案内



お問い合わせ 健康センター ☎042(346)3700